

# あなたの健康をサポートする 協会けんぽ 東京支部

「協会けんぽ」は、主として中小企業などで働く従業員や  
そのご家族の皆さまが加入している健康保険です。

協会けんぽでは、加入者の皆さまの健康保険証の交付、  
傷病手当金、出産手当金など様々な給付事業のほか、  
健診・保健指導など病気の早期発見、

早期治療につなげるための事業を行っています。

協会けんぽ東京支部は、これからも皆さまの医療と健康を  
支え続けていくため、これらの事業をよりいっそう推進してまいります。

## ●東京支部の健康保険料率

健康保険料率については、毎年改定することがあります。

最新の健康保険料率は東京支部 ホームページをご覧ください。



## 「健康企業宣言」 はじめませんか

協会けんぽ東京支部では、「従業員の健康は企業の誇り。活気ある職場は従業員の健康づくりから」をテーマに、「健康企業宣言」する企業を募集しています。

健康経営・健康づくりは難しくありません、できることから始めましょう。ご応募・詳細は東京支部ホームページをご覧ください。

健康企業宣言 東京

検索



全国健康保険協会 東京支部

協会けんぽ

## FAX送信票

### 【ご登録方法】

ご登録は、下記のフォームにご記入のうえ、本紙をそのままFAXで送信していただくだけです。後日、「委嘱状」をお届けします。

※こちらのFAXは健康保険委員の登録専用となっておりますので、給付の申請等、他の用途にはご利用いただけません。健康保険委員の登録以外については、対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

健康保険委員登録専用 **FAX: 03-6853-6566**



### 郵送でご登録の場合の宛先はコチラ

〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階  
全国健康保険協会 東京支部 健康保険委員係 宛



### お問い合わせはコチラ

全国健康保険協会 東京支部 TEL: 03-6853-6111 (代表)  
(ガイダンスに従って、自動音声案内で「1番」を選択してください。)

## 健康保険委員ご登録用紙

※コピーしていただき、4名様以上のご登録も可能です。

29P

健康保険証 記号・番号	記号	番号
フリガナ		E-mailアドレス
ご氏名		@

健康保険証 記号・番号	記号	番号
フリガナ		E-mailアドレス
ご氏名		@

健康保険証 記号・番号	記号	番号
フリガナ		E-mailアドレス
ご氏名		@

〒	平成	年	月	日
事業所所在地				
電話番号				
事業所名称				
事業主氏名				

枠内は、はっきりとご記入ください。



## インフォメーション

### 健康保険証 無資格受診発生防止にご協力ください!



退職などで健康保険の加入資格を喪失すると、その日から保険証を使用することはできません。無効となった保険証を使用された場合は、かかった医療費の7割相当額を返還していただくこととなります。



(社会保険事務ご担当の方へ)  
無効となった保険証は確実に回収していただき、資格喪失届等に添付のうえ、日本年金機構へ届出をお願いします。なお、添付がなかった場合は日本年金機構及び協会けんぽから、直接ご本人へ「保険証返却についてのお知らせ」を送付し、**保険証の返却を求めています。**

### 適正受診を心がけましょう



健康保険証は**診察を受ける都度**、病院等の窓口にご提示ください。



**仕事や通勤途中**の病気やけがには健康保険証は**使用できません。**  
(労災保険の対象になる可能性があるため、事業所を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください。)



**重複受診(はしご受診)はやめましょう。**



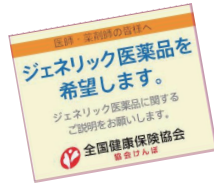
**私用中の交通事故等**が原因で健康保険証を使用して受診される場合は、「**第三者行為による傷病届**」の提出が必要となる場合があります。詳しくは東京支部ホームページをご覧ください。



柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかる場合は健康保険が使える場合と使えない場合があります。  
○**使える**・・・骨折、脱臼、打撲、ねんざ、挫傷 ※骨折、脱臼は応急手当の場合を除いて医師の同意が必要です。  
×**使えない**・・・日常生活からくる単なる肩こり、病気(神経痛など)による慢性的な痛み、病院等で治療中の負傷 など



協会けんぽでは患者負担の軽減、医療保険財政の改善のため**ジェネリック医薬品をおすすめしています。**



皆さまの健康づくりに役立つ情報をお届けしています。

協会けんぽ東京支部では、ホームページ、メールマガジン、ラジオ(番組・CM)などで病気の予防や健康に役立つさまざまな情報をお届けしています。

●協会けんぽ東京支部ホームページ

●ラジオ番組連動サイト <http://kenkousupport.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ東京支部  
メールマガジン  
登録者募集中

毎月1回配信!!

皆さまの健康づくりや健康保険制度に関する旬の話題をお届けしています!  
パソコン・スマートフォンから、無料でご利用いただけますので、ぜひご登録ください!  
kyoukaikenpo.or.jp (@の後ろ)からのメールを受信できるよう設定してください。



## 全国健康保険協会 東京支部

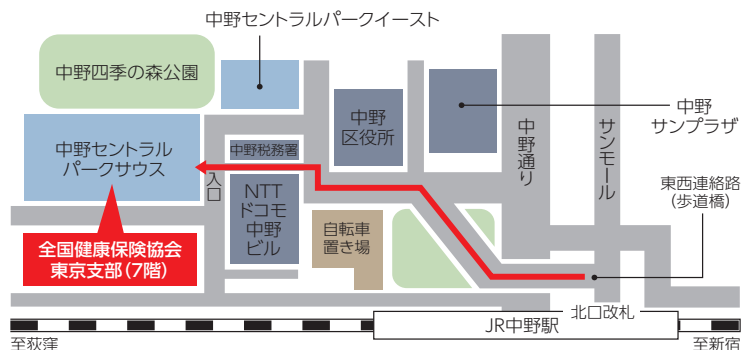
〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2  
中野セントラルパークサウス7階

03-6853-6111(代表)

FAX 03-6853-6565

平日AM8:30~PM5:15(土・日・祝日・年末年始を除く)

※代表電話は自動音声により各担当部署へご案内しております。



アクセス: JR中央線総武線・地下鉄東西線 中野駅北口より徒歩約5分



# 主な保険給付の種類と給付額(割合)

給付される場合	給付種類	給付額																										
<b>病気やけがで</b> 必要な医療を受けたとき  <b>立替払いをしたとき</b> ●保険証を提示できずに医療機関を受診したとき ●治療用の装具等を作製したとき 等	療養の給付	<療養に要する費用の給付割合> 義務教育就学前 基準額の <b>8割</b> (患者負担 <b>2割</b> ) 義務教育就学後～70歳未満 基準額の <b>7割</b> (患者負担 <b>3割</b> )																										
	療養費	70歳以上 一般 基準額の <b>8割</b> (患者負担 <b>2割</b> ) 誕生日が昭和19年4月1日生まれ以前の方は、一部負担金等の軽減特例措置により患者負担1割となります。 現役並み所得者 基準額の <b>7割</b> (患者負担 <b>3割</b> ) <small>*現役並み所得者とは標準報酬月額28万円以上の方</small>																										
<b>医療費が高額になったとき</b> ●同一月内の医療費の自己負担額が限度額を超えた分を支給します。	高額療養費	<70歳未満の同一月内の自己負担限度額> 平成27年1月診療分から変わりました <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>世帯単位(外来+入院)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分ア(標準報酬月額83万円以上)</td> <td><b>252,600円</b> + [(医療費-842,000円)×1%] <small>(多数回該当:140,100円)</small></td> </tr> <tr> <td>区分イ(標準報酬月額53万～79万円)</td> <td><b>167,400円</b> + [(医療費-558,000円)×1%] <small>(多数回該当:93,000円)</small></td> </tr> <tr> <td>区分ウ(標準報酬月額28万～50万円)</td> <td><b>80,100円</b> + [(医療費-267,000円)×1%] <small>(多数回該当:44,400円)</small></td> </tr> <tr> <td>区分エ(標準報酬月額26万円以下)</td> <td><b>57,600円</b> <small>(多数回該当:44,400円)</small></td> </tr> <tr> <td>区分オ(被保険者が住民税非課税者等)</td> <td><b>35,400円</b> <small>(多数回該当:24,600円)</small></td> </tr> </tbody> </table> <70歳以上の同一月内の自己負担限度額> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>個人単位(外来のみ)</th> <th>世帯単位(外来+入院)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み所得者</td> <td><b>44,400円</b></td> <td><b>80,100円</b> + [(医療費-267,000円)×1%] <small>(多数回該当:44,400円)</small></td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td><b>12,000円</b></td> <td><b>44,400円</b></td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td rowspan="2"><b>8,000円</b></td> <td><b>24,600円</b></td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td><b>15,000円</b></td> </tr> </tbody> </table> <small>*現役並み所得者とは標準報酬月額28万円以上の人 *低所得者Ⅱとは被保険者が住民税非課税の方 *低所得者Ⅰとは、世帯全員が住民税非課税で年金収入80万円以下の方</small> ● [限度額適用認定証] が利用できます。 ● [限度額適用・標準負担額減額認定証] が利用できます。 ● [高齢受給者証] を提示することで限度額までの支払いとなります。	所得区分	世帯単位(外来+入院)	区分ア(標準報酬月額83万円以上)	<b>252,600円</b> + [(医療費-842,000円)×1%] <small>(多数回該当:140,100円)</small>	区分イ(標準報酬月額53万～79万円)	<b>167,400円</b> + [(医療費-558,000円)×1%] <small>(多数回該当:93,000円)</small>	区分ウ(標準報酬月額28万～50万円)	<b>80,100円</b> + [(医療費-267,000円)×1%] <small>(多数回該当:44,400円)</small>	区分エ(標準報酬月額26万円以下)	<b>57,600円</b> <small>(多数回該当:44,400円)</small>	区分オ(被保険者が住民税非課税者等)	<b>35,400円</b> <small>(多数回該当:24,600円)</small>	所得区分	個人単位(外来のみ)	世帯単位(外来+入院)	現役並み所得者	<b>44,400円</b>	<b>80,100円</b> + [(医療費-267,000円)×1%] <small>(多数回該当:44,400円)</small>	一般	<b>12,000円</b>	<b>44,400円</b>	低所得者Ⅱ	<b>8,000円</b>	<b>24,600円</b>	低所得者Ⅰ	<b>15,000円</b>
所得区分	世帯単位(外来+入院)																											
区分ア(標準報酬月額83万円以上)	<b>252,600円</b> + [(医療費-842,000円)×1%] <small>(多数回該当:140,100円)</small>																											
区分イ(標準報酬月額53万～79万円)	<b>167,400円</b> + [(医療費-558,000円)×1%] <small>(多数回該当:93,000円)</small>																											
区分ウ(標準報酬月額28万～50万円)	<b>80,100円</b> + [(医療費-267,000円)×1%] <small>(多数回該当:44,400円)</small>																											
区分エ(標準報酬月額26万円以下)	<b>57,600円</b> <small>(多数回該当:44,400円)</small>																											
区分オ(被保険者が住民税非課税者等)	<b>35,400円</b> <small>(多数回該当:24,600円)</small>																											
所得区分	個人単位(外来のみ)	世帯単位(外来+入院)																										
現役並み所得者	<b>44,400円</b>	<b>80,100円</b> + [(医療費-267,000円)×1%] <small>(多数回該当:44,400円)</small>																										
一般	<b>12,000円</b>	<b>44,400円</b>																										
低所得者Ⅱ	<b>8,000円</b>	<b>24,600円</b>																										
低所得者Ⅰ		<b>15,000円</b>																										
<b>病気やけがで仕事を休み</b> 給与が受けられないとき	傷病手当金	1日あたりの支給金額 支給開始日の属する月以前の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額÷30日× $\frac{2}{3}$ 4日目から1年6か月の範囲で支給																										
妊娠4か月以上で <b>出産</b> のため仕事を休み 給与が受けられないとき	出産手当金	出産の日以前42日(多胎妊娠は98日)、出産の日後56日の範囲で支給																										
妊娠4か月以上で <b>出産</b> したとき	出産育児一時金	医療機関等への直接支払制度があります。 1児につき <b>420,000円</b> <small>ただし、妊娠22週未満または産科医療補償制度に加入していない医療機関等において出産した場合は、404,000円</small>																										
<b>死亡</b> したとき	埋葬料(費)	<b>50,000円</b> <small>埋葬費の場合は、50,000円の範囲で実際に埋葬に要した費用</small>																										

**限度額適用認定制度を利用しましょう**

「**限度額適用認定証**」等を病院の窓口に表示すると、1ヶ月分の支払いが自己負担限度額までとなり、**高額療養費の申請が原則不要**となります。  
(入院・受診前に申請してください)

※70歳以上(現役並み所得者・一般)の方は「**高齢受給者証**」を提示することで限度額までの支払いとなります。

⚠️ **加入者ご家族(被扶養者)および任意継続被保険者の方は、傷病手当金と出産手当金の給付はありません。**





## 健康保険に関する書類の届出先にご注意ください。

### 協会けんぽへお届けいただく書類

このような場合に	主な申請・届出書類
健康保険証の再交付に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康保険被保険者証再交付申請書</li> <li>●健康保険高齢受給者証再交付申請書 など</li> </ul> <small>※健康保険証に関する書類のうち、再交付のみ協会けんぽへ、それ以外は日本年金機構(年金事務所・事務センター)へお届け下さい。</small>
任意継続被保険者に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●任意継続被保険者資格取得申出書</li> <li>●任意継続被保険者氏名住所変更届 など</li> </ul> <small>※任意継続被保険者に関する書類は全て協会けんぽへお届け下さい。</small>
健康保険給付に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康保険給付の申請書 (療養費、高額療養費、傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金など)</li> </ul>
保健事業(健診等)に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活習慣病予防健診の申込書</li> <li>●特定健康診査受診券の申請書 など</li> </ul>
貸付事業に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高額医療費貸付・出産費貸付の申込書</li> </ul>



申請書・届出書はホームページからダウンロードできます。

貸付事業に関すること(高額医療費貸付・出産費貸付)の申込書は除きます。

●協会けんぽ東京支部ホームページ

協会けんぽ東京  検索



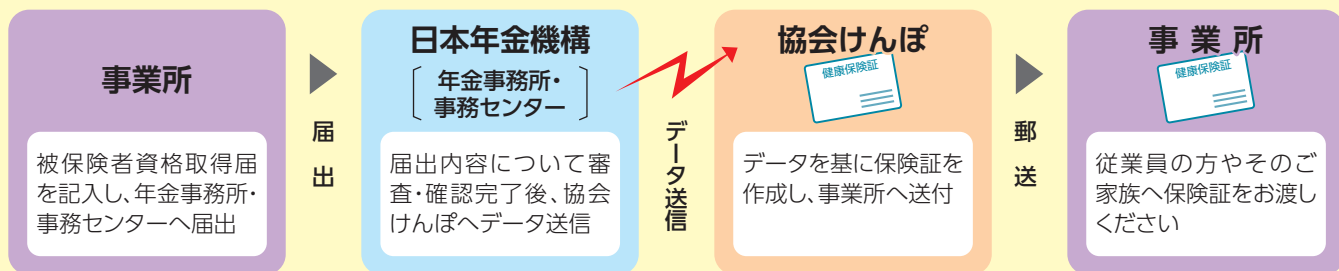
協会けんぽ宛の申請・届け出は、  
〒164-8540  
全国健康保険協会東京支部 宛  
にお送りください。

164-8540は協会けんぽ東京支部の個別番号です。個別番号を記載いただいた場合、宛先の住所を省略することができます。

### 日本年金機構(年金事務所・事務センター)へお届けいただく書類

このような場合に	主な申請・届出書類
事業所に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規適用届 ●適用事業所所在地・名称変更届</li> </ul>
被保険者資格に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者資格取得届 ●被保険者資格喪失届</li> <li>●健康保険被扶養者(異動)届 ●被保険者資格証明書交付申請書 など</li> </ul>
事業所の保険料納付に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●賞与支払届 ●保険料口座振替納付(変更)申出書 など</li> </ul>

### 日本年金機構に届出後、保険証が届くまで約2週間(繁忙期は除く)



協会けんぽからの保険証の発送は日本年金機構の審査確認完了日の翌々営業日となります。

※上記所要日数は一般的な事例です。また、繁忙期(4月)は日本年金機構でさらに1~2週間、協会けんぽでさらに1日程度の日数を要します。



## 加入者ご本人(被保険者)の健康サポート

加入者ご本人(被保険者)を対象にした、「生活習慣病予防健診」を行っています。

### STEP 1 健康診断

#### 「協会けんぽ」の健康診断のご案内

「協会けんぽ」では保健事業の一環として、加入者ご本人(被保険者)対象の「生活習慣病予防健診」を実施しています。

#### 加入者ご本人(被保険者)は、生活習慣病予防健診を受診できます。

受診時に協会けんぽの被保険者である必要があります。

健診の種類	主な検査内容	対象者 (今年度末時点の年齢)	受診者の最高負担額 ※1
一般健診 (特定健康診査項目・ 企業の定期健康診断の 検査項目を含む)	診察等 胸部・胃部X線検査 身体計測 心電図検査 血液検査 便潜血反応検査 尿検査 血圧測定	35歳～74歳の方	7,038円
	眼底検査(医師が必要と判断した場合のみ実施)		78円
子宮頸がん検診 (単独受診)	問診 細胞診	20歳～38歳の 偶数年齢の女性の方	1,020円

一般健診に追加して受診する健診 (セット受診のみで単独受診はできません)

付加健診	眼底検査 腹部超音波検査 肺機能検査 血液学的検査 等	40歳、50歳の方	4,714円
乳がん検診	問診 乳房X線検査 (視診・触診は、医師が必要と判断した 場合のみ実施)	40歳～74歳の 偶数年齢の女性の方	1,066円(50歳以上) 1,655円(40歳～48歳)
子宮頸がん検診	問診 細胞診	36歳～74歳の 偶数年齢の女性の方 ※2	1,020円
肝炎ウイルス検査 ※3	HCV抗体検査・HBs抗原検査	35歳～74歳の方	612円

#### お申込みの流れ



##### ① 健診機関に予約

受診できる健診機関は、「生活習慣病予防健診のご案内」(パンフレット)または協会けんぽホームページでご確認いただくか、健診専用ダイヤルまでお問い合わせください。



##### ② 申込書に記入

「生活習慣病予防健診の申込書」に記入例を参考にして必要事項を記入します。



##### ③ 協会けんぽに申込み

お手元に申込書のコピー(控え)を残し、協会けんぽの支部に送付してください。(FAXではお受けできません)

※1 実際の負担額は健診機関によって若干異なりますので、各健診機関にご確認ください。

※2 36歳、38歳の女性の方は子宮頸がん検診の単独受診も可能です。

※3 一般健診の結果、GPT値が36U/l以上だった方も受診できます。過去にC型肝炎ウイルス検査を受けた方は除きます。受診希望の方は直接健診機関へお申し込みください。

### STEP 2 特定保健指導

#### 特定保健指導のご案内

健診後、メタボリックシンドロームに着目した特定保健指導を行っています。

#### 加入者ご本人(被保険者)の特定保健指導

協会けんぽの保健師、管理栄養士が事業所を訪問または支部健康相談室にて、生活習慣改善のための特定保健指導を行います。

● 特定保健指導は協会けんぽの特定保健指導委託機関でも受けられます。 ● 費用は無料です。

特定保健指導の対象となる方がいらっしゃる場合は、協会けんぽ東京支部から事業所へご案内をお送りします。ご案内が届きましたら、積極的にご利用ください。





# 加入者ご家族(被扶養者)の健康サポート

加入者ご家族(被扶養者)を対象にした、「特定健康診査」を行っています。

## STEP 1 特定健康診査

### 「協会けんぽ」の特定健康診査のご案内

「協会けんぽ」では保健事業の一環として、加入者ご家族(被扶養者)対象の「特定健康診査」を実施しています。

### 加入者ご家族(被扶養者)は、特定健康診査を受診できます。

受診時に協会けんぽの被扶養者である必要があります。

健診の種類	主な検査内容	対象者 (今年度末時点の年齢)	協会けんぽからの 最高補助額 ※4
基本的な健診	診察等 身体計測 血中脂質検査 尿検査 肝機能検査 血糖検査 血圧測定	40歳～74歳の方	6,520円
詳細な健診 (昨年度の健診結果などに 基づいて医師の判断により 実施されるものです)	心電図検査 眼底検査 貧血検査		3,400円

※4 健診費用総額(健診機関ごとに異なります)から補助額を引いた額が受診者の負担額になります。

### お申込みの流れ 受診には、特定健康診査受診券(以下「受診券」)と健康保険証、健診費用が必要です。

#### 1 受診券の受取り

受診券を4月中旬までに被保険者のご自宅に送付いたします。対象者の受診券が  
お手元がない場合は「特定健康診査受診券申請書」をホームページよりダウン  
ロードし、協会けんぽ東京支部宛に送付してください。

#### 2 健診機関を確認

ホームページより受診できる健診機関を確認し、  
日程等については、健診機関へお尋ねください。

## STEP 2 特定保健指導

### 特定保健指導のご案内

指定実施機関で特定保健指導を利用できます。

### 加入者ご家族(被扶養者)の特定保健指導

特定健康診査の結果を受け、特定保健指導の対象となる方のご自宅に、「特定保健指導利用券」を送付します。

- 協会けんぽが費用の一部を補助します。
- 特定保健指導は、協会けんぽの指定実施機関で受けられます。



### ご留意 ください!

- 年度内(4月～翌年3月)1回に限り「協会けんぽ」より費用の一部が補助されます。
- 今年度で75歳を迎える方は、誕生日から後期高齢者医療制度の加入者となりますので、誕生日の前日までに受診を終えていただく必要があります。



受診できる健診機関及び詳しい手続きについては  
ホームページをご覧ください。

協会けんぽ東京支部ホームページ

協会けんぽ東京

検索

各種申込書のダウンロードもできます。



私が受けるのは  
どんな健診なの?

健診を受けるまでに  
何をすればいいの?

申込書はどこで  
ダウンロードするの?

健診についての詳細は  
協会けんぽ東京支部  
ホームページ



をクリック!

協会けんぽ東京

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tokyo/>

健診専用ダイヤル

03-6853-6599

おかけ間違いにご注意ください。

受付時間：平日の9:00～17:00(年末年始を除きます)  
健診以外の問い合わせは03-6853-6111(代表)まで

協会けんぽ東京支部 加入者の皆様へ

事業所と協会けんぽの架け橋  
「健康保険委員(健康保険サポーター)」にご登録ください!

## 健康保険委員の5大メリット

- 1 健康保険に関する説明がまとめられた**特製限定版冊子**を差し上げます!
- 2 **研修会は無料**でご参加いただけます! 健康保険の知識が身に付きます。
- 3 会費・資料代などは一切いただきません! **無料**です。
- 4 制度改正など**有益な情報をいち早く**ご提供します!
- 5 委員としての活動の年数に応じて**表彰制度**があります!

※研修会ご参加のための交通費の支給等はありませんので予めご了承ください。

職場で  
「頼れるヒト」に  
なるために!

## 健康保険委員って何をするの?

- 協会けんぽの事業運営やサービスについてモニター等をしていただく広報サポート活動。
- 社員の皆様からの各種申請に関する相談・指南役。
- 社員の皆様へ協会けんぽからのお知らせやニュースをお伝えいただく周知活動。
- 職場の皆様の健康づくり、各健診など各種事業の推進。

※強制的なお仕事はありません。日常業務に支障のない範囲でご活動ください。

## ご登録条件

- 協会けんぽ東京支部加入者ご本人(被保険者)
- 健康保険委員に登録することについて事業主様の同意を得られる方
- 原則として健康保険の事務経験者またはその管理者の方

※健康保険の直接のご担当でなくても結構です。

無料で!  
こちらの冊子を  
差し上げます。



## 事業主の皆様へ

- ❓ 社員が入院することになった! 「限度額適用認定証」って詳しく知らないけど…
- ❓ 協会けんぽの保険料率は今のくらい?
- ❓ 社員とその家族が健康でいられるための健診は?

こんな時、事業所内で健康保険の知識があり、適切なアドバイスができる方がいれば、心強いと思いませんか?

協会けんぽでは、健康保険委員(健康保険サポーター)の皆様を対象に研修会(無料)を実施して、健康保険に詳しい「頼れるヒト」としてご活躍いただいています!

この機会に、是非、貴社の社員様をご登録ください。複数名でも可能です!

また、事業主様ご自身もご登録いただけます!

◎裏面の健康保険委員ご登録用紙にご記入のうえ、ご登録ください◎



全国健康保険協会 東京支部  
協会けんぽ